

## 第二次報告案に盛り込まれた対策を踏まえた新築の住宅・建築物において 実現すべきエネルギー削減量の達成見込みについて

### 1. パリ協定等を踏まえた住宅・建築物の省エネ見込量

(地球温暖化対策計画(平成28年5月閣議決定)別表1「エネルギー起源二酸化炭素に関する対策・施策の一覧」より抜粋)

(民生部門、業務部門のうち国土交通省の施策対象となる分野)

(単位: 万 kL)

	建築物	住宅	合計
新築	332.3	314.2	646.5
既存ストックの改修	41.1	42.5	83.6
合計	373.4	356.7	730.1

### 2. 住宅・建築物におけるエネルギー消費量の削減見込みに係る試算の前提

#### 〈新築住宅〉

#### ①削減見込みの考え方

- 2013年度から2030年度までに着工された新築住宅における
  - ・BAUベース(基準別の新築総数に占めるシェアが、2010年度時点の新築住宅のシェアのまま推移するとしたもの)
  - ・対策ベース(基準別の新築総数に占めるシェアについて、実績や施策の効果による改善を反映させたもの)
 におけるエネルギー消費量の差が、314.2万kLとなること。

#### 〈無対策ベースにおける基準別の新築総数に占めるシェアに係る試算の前提〉

- 2010年度時点の基準別の新築総数に占めるシェアのまま推移。

	2013年度	2015年度	2020年度	2025年度	2030年度
S55年基準 <sup>※1</sup>	18%	18%	18%	18%	18%
H4年基準 <sup>※2</sup>	39%	39%	39%	39%	39%
省エネ基準 <sup>※3</sup>	33%	33%	33%	33%	33%
誘導基準 <sup>※4</sup>	4%	4%	4%	4%	4%
トップランナー基準 <sup>※5</sup> 以上	6%	6%	6%	6%	6%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

※1 省エネ法に基づき昭和55年に定められた基準

※2 省エネ法に基づき平成4年に定められた基準

※3 建築物省エネ法に基づき平成28年に定められた住宅・建築物の備えるべき省エネ性能に係る基準

※4 建築物省エネ法に基づく建築物の省エネ性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準(省エネ基準▲10%)

※5 建築物省エネ法に基づく2020年度以降に大手事業者が供給する建売戸建住宅が達成すべき省エネ性能に係る基準(省エネ基準▲15%)

②第二次報告案に盛り込まれた対策を踏まえた対策ベースにおける基準別の新築総数に占めるシェアに係る試算の前提

- これまでの実績や第二次報告案に盛り込まれた対策の効果を踏まえ、下表のとおり想定。

	2013年度	2015年度	2020年度	2025年度	2030年度
S55年基準	7%	1%	0%	0%	0%
H4年基準	48%	53%	24%	7%	7%
省エネ基準	18%	22%	22%	23%	7%
誘導基準	11%	10%	18%	10%	21%
トップランナー基準以上	16%	14%	36%	61%	65%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

〈基準別の新築総数に占めるシェアに係る試算の前提〉

i 2013年度～2016年度

- 実績値ベース。

ii 2017年度～2030年度

- 2013年度から2016年度における各基準適合率の平均の上昇率で推移。  
 ○ 加えて、第二次報告案に盛り込まれた対策を適確に推進することにより、2020年度・2021年度より、以下のとおり、対策の効果が発現すると想定。

(1) 省エネ基準適合率の向上

(大規模・中規模(300㎡以上)の住宅) **別紙1参照**

- ・所管行政庁による計画の審査(省エネ基準への適合確認)を合理化(民間審査機関の活用)し、省エネ基準に不適合な物件に対する監督体制を強化することで、不適合物件に対して所管行政庁が届出制度に基づく指示等を行うことにより、不適合物件のうち43%※が省エネ基準に適合。

※ 不適合物件に対して積極的に指示を行っている所管行政庁と、全く指示を行っていない所管行政庁における適合率の差をもとに算定。対策の実施から5年で全ての所管行政庁が指示を行うようになることを想定

(小規模(300㎡未満)の住宅) **別紙2参照**

- ・建築士に対して建築主に省エネ基準への適否等の説明を義務付ける制度を創設し、建築士の行動変容を促すことにより、省エネ基準に不適合な物件のうち29%※が省エネ基準に適合。

※ 住宅購入を検討している者等に対するアンケート調査(H30国土交通省)の結果をもとに算定

(2) トップランナー基準適合率の向上 **別紙3参照**

- ・注文戸建や賃貸アパートを大量に供給する大手事業者を住宅トップランナー制度の対象に追加することにより、対策の実施から5年で大手事業者の供給する注文戸建住宅や賃貸アパートの96%※がトップランナー基準に適合。

※ 現行の住宅トップランナー制度(建売戸建住宅を大量に供給する大手住宅事業者を対象)の実績値

## 〈新築建築物〉

### ①削減目標の考え方

- 2013年度から2030年度までに着工された新築建築物における
  - ・BAUベース（基準別の新築総数に占めるシェアが、2010年度時点の新築建築物のシェアのまま推移するとしたもの）
  - ・対策ベース（基準別の新築総数に占めるシェアについて、実績や施策の効果による改善を反映させたもの）におけるエネルギー消費量の差が、332.3万kLとなること。

### 〈無対策ベースにおける基準別の新築総数に占めるシェアに係る試算の前提〉

- 2010年度時点の基準別の新築総数に占めるシェアのまま推移。

	2013年度	2015年度	2020年度	2025年度	2030年度
H5年基準 <sup>※1</sup>	30%	30%	30%	30%	30%
省エネ基準 <sup>※2</sup>	54%	54%	54%	54%	54%
誘導基準 <sup>※3</sup> 以上	16%	16%	16%	16%	16%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

※1 省エネ法に基づき平成5年に定められた基準

※2 建築物省エネ法に基づき平成28年に定められた住宅・建築物の備えるべき省エネ性能に係る基準

※3 建築物の省エネ性能の向上の一層の促進のために誘導すべき基準（省エネ基準▲20%）

### ②第二次報告案に盛り込まれた対策を踏まえた対策ベースにおける基準別の新築総数に占めるシェアに係る試算の前提

- これまでの実績や第二次報告案に盛り込まれた対策の効果を踏まえ、下表のとおり想定。

	2013年度	2015年度	2020年度	2025年度	2030年度
H5年基準	8%	7%	4%	1%	1%
省エネ基準	58%	42%	10%	9%	9%
誘導基準以上	33%	51%	86%	90%	90%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

### 〈基準別の新築総数に占めるシェアに係る試算の前提〉

#### i 2013年度～2017年度

- 実績値ベース。

#### ii 2018年度～2030年度

- 2013年度から2017年度における各基準適合率の平均の上昇率で推移。
- 加えて、第二次報告案に盛り込まれた対策を適確に推進することにより、2020年度・2021年度より、以下のとおり、対策の効果が発現すると想定。

### (1) 省エネ基準適合率の向上

#### (中規模 (300 m<sup>2</sup>以上 2000 m<sup>2</sup>未満) の建築物)

- ・省エネ基準への適合が義務化されることにより、全物件が省エネ基準に適合。

#### (小規模 (300 m<sup>2</sup>未満) の建築物) (別紙2参照)

- ・建築士に対して建築主に省エネ基準への適否等の説明を義務付ける制度を創設し、建築主の行動変容を促すことにより、省エネ基準に不適合な物件のうち29%<sup>\*</sup>が省エネ基準に適合。

※ 住宅購入を検討している者等に対するアンケート調査 (H30 国土交通省) の結果をもとに算定

### 3. 住宅・建築物におけるエネルギー消費量の削減見込み

- 第二次報告案に盛り込まれた対策が適確に実施される等の前提でエネルギー消費量の削減について試算した結果、新築の住宅・建築物において実現すべきエネルギー削減量 (住宅 : 314.2 万 KL、建築物 (住宅以外) : 332.3 万 KL) の達成は可能であると見込まれる。